

脱炭素成長型経済構造移行推進機構業務方法書

令和6年6月21日	経済産業大臣認可	20240620産第2号
令和7年6月30日	経済産業大臣認可	20250626G第1号
令和8年3月31日	経済産業大臣認可	20260319G第7号

令和6年6月20日
令和6年規程第2号
令和7年6月25日
令和7年規程第48号
令和8年3月19日
令和8年規程第55号

目次

第一章	総則
第二章	運営委員会
第三章	理事会
第四章	化石燃料賦課金の徴収事務
第五章	脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て等の事務
第六章	脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供に関する業務
第七章	脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れの業務
第八章	債務保証等の業務
第一節	対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
第二節	対象事業活動に必要な資金の出資
第三節	対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け
第四節	対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言
第五節	対象事業活動支援の決定、管理及び撤回
第九章	調査研究等の業務
第十章	目的達成業務等
第十一章	その他の業務
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この業務方法書は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）第百十三条第一項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）の業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第二条 機構は、法第七十七条及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款（第四条第一項及び第五条第一項において「定款」という。）第一条の目的を達成するため、経済産業大臣の認可を受けた予算、事業計画及び資金計画（当該予算、事業計画又は資金計画を変更した場合にあっては、変更後の予算、事業計画又は資金計画とする。）によるほか、法及び関係法令並びにこの業務方法書の定めるところに従い、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

（用語）

第三条 この業務方法書において使用する用語は、この業務方法書において特に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

第二章 運営委員会

（運営委員会の開催）

第四条 機構は、定款第十条に規定される事項の審議を行うために運営委員会を開催するものとする。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項については、運営委員会規程で定めるものとする。

第三章 理事会

（理事会の開催）

第五条 機構は、定款第二十七条に規定される事項の審議を行うために理事会を開催するものとする。

2 理事会の運営に関し必要な事項については、理事会規程で定めるものとする。

第四章 化石燃料賦課金の徴収事務

（化石燃料賦課金の徴収）

第六条 機構は、化石燃料賦課金の徴収に係る事務を行うものとする。

(立入検査)

第七条 機構は、法第百三十六条第六項の規定による指示に従って同条第五項の規定により同条第一項の規定による立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告するものとする。

2 法第百三十六条第五項の規定により機構の職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示するものとする。

第五章 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て等の事務

(排出枠の割当て等の事務等)

第八条 機構は、排出枠の割当て等に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務

二 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務

(立入検査)

第九条 機構は、法第百三十六条第六項の規定による指示に従って同条第五項の規定により同条第二項又は第三項の規定による立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告するものとする。

2 法第百三十六条第五項の規定により機構の職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示するものとする。

第六章 脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供に関する業務

(排出枠取引の機会の提供に関する業務)

第十条 機構は、脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（イにおいて「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務を行うものとする。

イ 排出枠取引を行うための市場の設置及び運営

ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供

第七章 脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れの業務

(脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れの業務)

第十一条 機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務を行うものとする。

(脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れの決定)

- 第十二条 機構は、平均売買取引価格が調整基準取引価格を下回る場合には、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、経済産業大臣から脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替を行うための法人等保有口座の開設を受けるものとする。
- 2 機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるときは、あらかじめ、調整実施基準に従って、脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入量を決定するものとする。
- 3 機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 機構は、調整実施基準に従い、第一項の規定により買い入れた脱炭素成長型投資事業者排出枠を脱炭素成長型投資事業者に対し、売り渡すものとする。

第八章 債務保証等の業務

第一節 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

(債務保証の対象)

- 第十三条 機構は、対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証（以下「債務保証」という。）を行うものとする。

(債務保証の対象となる対象事業活動の実施者)

- 第十四条 債務保証の対象となる対象事業活動の実施者は、本邦法人その他債務保証規程に定めるものとする。
- 2 機構は、前項の規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

(信用基金)

- 第十五条 機構は、法第百十一条第一項第八号イ及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、法第八十条第三項後段の規定により政府が示した金額をもってこれに充てるものとする。

(債務保証の限度)

- 第十六条 機構は、第十三条の規定による保証に係る債務の現在額が法第八十条第三項の規定により前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額及び次条の規定により増加又は減少した信用基金の額に十を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第十三条の規定による保証を行わないものとする。

(信用基金の増減)

第十七条 第十五条の信用基金は、毎事業年度、第十三条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少することができる。ただし、当該事業年度の損益計算に際しては、当該事業年度前の損益計算に加えられなかった債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて取得した金額及び運用収入の金額がある場合には、これらの金額の全部又は一部を、当該事業年度の損益計算に加えることができる。

(保証割合)

第十八条 機構の第十三条の規定による債務の保証割合は、債務保証規程に定めるものとする。

(保証料率)

第十九条 債務保証の保証料率は、保証料率に係る規程に定めるものとする。

2 機構は、前項の規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第二節 対象事業活動に必要な資金の出資

(出資の対象)

第二十条 機構は、対象事業活動に必要な資金の出資を行うものとする。

(出資の原資)

第二十一条 機構は、その資本金のうち、政府以外の者による出資金については、法第百十一条第一項第八号ロに掲げる業務並びにこれに附帯する業務に充てないものとする。

(出資の限度額)

第二十二条 機構の出資の限度額は、出資規程に定めるものとする。

2 機構は、前項の出資規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

(出資の相手方)

第二十三条 機構の出資の相手方は、本邦法人その他出資規程に定めるものとする。

第三節 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け

(社債の引受けの対象)

第二十四条 機構は、対象事業活動を行う者の発行する社債の引受けを行うものとする。

(社債の引受けの原資)

第二十五条 機構は、その資本金のうち、政府以外の者による出資金については、法第百十一条第一項第八号ハに掲げる業務並びにこれに附帯する業務に充てないものとする。

(社債の引受けの相手方)

第二十六条 機構の社債の引受けの相手方は、本邦法人その他社債引受規程に定めるものとする。

2 機構は、前項の社債引受規程を作成又は変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第四節 対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言

(対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言)

第二十七条 機構は、対象事業活動に関する専門家の派遣及び助言を行うものとする。

第五節 対象事業活動支援の決定、管理及び撤回

(対象事業活動支援の決定及び管理)

第二十八条 機構は、対象事業活動支援を行うときは、あらかじめ、脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（法第百十八条第一項に規定する「支援基準」をいう。）に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動の内容を決定するものとする。

2 機構は、対象事業活動支援を行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、対象事業活動支援に係る債務の保証をする額等が脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）で定める場合は、この限りでない。

3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、対象事業活動支援を行う旨の決定を行ったときは、速やかに、経済産業大臣にその旨及びその内容を報告するものとする。

4 機構は、対象事業活動支援を行うと決定した案件を、別に定めるところにより、適切に管理するものとする。

(対象事業活動の支援決定の撤回)

第二十九条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、対象事業活動支援の決定を撤回するものとする。

一 対象事業活動支援の対象である事業者が対象事業活動を行わないとき。

二 対象事業活動支援の対象である事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により対象事業活動支援の決定を撤回したときは、直ちに、当該対象事業活動支援の対象である事業者に対し、その旨を通知するものとする。

第九章 調査研究等の業務

(調査研究等の業務)

第三十条 機構は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務を行うものとする。

第十章 目的達成業務等

(資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく助言)

第三十一条 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資するため、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項に規定する助言を行うことができる。

2 機構は、前項の事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

(目的達成業務)

第三十二条 第四章から第九章までに掲げる業務のほか、その目的を達成するために必要な業務として経済産業大臣の認可を受けた業務を行うものとする。

第十一章 その他の業務

(業務の委託)

第三十三条 機構は、法第百十二条の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けて、法第百十一条第一項各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(受託者の選定)

第三十四条 機構は、その業務の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務（以下この条及び次条において「委託業務」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、実施期間、経済性等を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

(契約の方法)

第三十五条 機構は、受託者と業務の委託の契約をするときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法、その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本方針)

第三十六条 機構は、その業務の公共性に鑑み、売買、貸借、請負その他の調達契約を締結するに当たっては、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 物品又は役務の調達手続その他については、財務及び会計に関する規程で定める。

(業務の受託)

第三十七条 機構は、法第百十一条に掲げる業務の範囲内において、国の行政機関から業務を受託することができる。

2 機構は、前項の規定により業務を受託しようとするときは、機構に業務を委託しようとする者と受託契約を締結するものとする。

3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 業務の目的及び期間
- 二 業務の概要
- 三 業務に係る経費
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

(情報公開)

第三十八条 機構は、業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）に基づき、必要な情報を公開するものとする。

(評価)

第三十九条 機構は、業務の効率的、効果的实施に資するため、事業の進捗状況に合わせた適切な時期に業務の実績の評価を行うものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、外部の有識者の意見を聴取するよう努めるものとする。

3 機構は、評価の結果を事業報告書に記載するとともに、機構の業務運営に適切に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

第一条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和六年六月二十一日）から施行する。

第二条 機構は、別に法律で定める日の前日までの間は、第三十三条の規定の適用については、同条中「法第百十一条第一項各号」とあるのは、「法第百十一条第一項第一号及び第四号から第九号まで」とし、第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「法第百十一条」とあるのは、「法第百十一条第一項第一号、第四号から第九号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第九号までに係る部分に限る。）、第二項並びに第三項」とする。

第三条 機構は、令和十五年三月三十一日までの間、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「新法」という。）附則第六条の二の規定による政府からの出資金を受け入れることができる。

第四条 機構は、前条の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第五条 機構は、定款第三十九条第三号に掲げる業務に係る勘定において、定款第三十三条第一項の規定により買い入れた脱炭素成長型投資事業者排出枠であって、第一項の規定による出資により払い込まれた金銭をその買入にに必要な資金に充てたものを全て売り渡した日の属する事業年度（第三号において「売渡終了年度」という。）に係る定款第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除してなお残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

一 定款第四十条第一項の規定による積立金の額に相当する金額

二 令和十五年三月三十一日以前において第一項の規定による出資を受けた額から定款第三十九条第三号に係る業務に要する費用に充てられた額を控除して得た額に相当する金額

三 売渡終了年度の翌事業年度以降において定款第三十九条第三号に係る業務に要すると見込まれる費用として経済産業大臣の承認を受けた金額

附 則（令和7年規程第48号）

1 この業務方法書の変更は、経済産業大臣の認可を受け、令和八年四月一日から施行する。ただし、この業務方法書の変更による改正後の脱炭素成長型経済構造移行推進機構業務方法書（次条において「新業務方法書」という。）第十条の規定は、経済産業大臣の認可を受け、令和七年七月一日から施行する。

2 新業務方法書第一条に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構（次項において「機構」という。）は、前項本文に規定する施行の日前においても、令和七年七月一日から、脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款の一部を改正する規程（令和7年規程第47号）の変更による改正後の脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款第三十条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第七号までに係る部分に限る。）に掲げる業務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

3 機構は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款の一部を改正する規程（令和7年規程第47号）の変更による変更前の脱炭素成長型経済構造移行推進機構定款第三十条第一項第四号の規定に基づき、附則第一項本文に規定する施行の日前においても、令和七年七月一日から、脱炭素成長

型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査等を行うことができる。

附 則（令和8年規程第55号）

この業務方法書の変更は、経済産業大臣の認可を受け、令和八年四月一日から施行する。